

# みなみ保育園重要事項説明書

## 1. 運営主体

|         |                            |
|---------|----------------------------|
| 設置者     | 亀山市                        |
| 設置者の所在地 | 亀山市本丸町577番地                |
| 所管部署    | 0595-96-8822（子ども未来部子ども政策課） |

## 2. 施設の概要

|            |      |                                                                                                                                                                                                                                                           |     |     |     |       |     |
|------------|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----|-----|-------|-----|
| 種別         |      | 保育所                                                                                                                                                                                                                                                       |     |     |     |       |     |
| 名称         |      | 亀山市立みなみ保育園                                                                                                                                                                                                                                                |     |     |     |       |     |
| 所在地        |      | 亀山市天神3丁目2-33                                                                                                                                                                                                                                              |     |     |     |       |     |
| 連絡先        | 電話   | 0595-82-0524                                                                                                                                                                                                                                              |     |     |     |       |     |
|            | FAX  | 0595-82-0524                                                                                                                                                                                                                                              |     |     |     |       |     |
|            | メール  | minami-ho@city.kameyama.mie.jp                                                                                                                                                                                                                            |     |     |     |       |     |
| 施設長氏名      |      | 宮崎 智子                                                                                                                                                                                                                                                     |     |     |     |       |     |
| 利用定員       | (2号) | 0歳児                                                                                                                                                                                                                                                       | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 | 4歳以上児 | 合計  |
|            | (3号) | 4人                                                                                                                                                                                                                                                        | 10人 | 15人 | 20人 | 41人   | 90人 |
| 当園の基本理念・方針 |      | 駐車場には、自慢の大きな桜の木があります。春には満開の桜、初夏には輝く新緑、せみ捕りに夢中になれる夏、舞い散る落ち葉、そして雪化粧・・・と、四季を通じて感動を与え、私たち楽しませてくれています。又、園舎の奥には、白樺の木が豊かに枝を広げてそびえており、夏には涼しい木陰を、秋には子ども達の大好きなドングリをプレゼントしてくれます。<br>緑豊かな自然を身近に感じながら、恵まれた環境の中で地域の人々にも見守られ、一人一人の育ちを大切にしながら豊かな心が育つよう、楽しい保育園づくりを心がけています。 |     |     |     |       |     |

## 3. 施設の概要

|    |      |                         |
|----|------|-------------------------|
| 敷地 | 敷地全体 | 2,695.23 m <sup>2</sup> |
|    | 園庭   | 429.55 m <sup>2</sup>   |
| 園舎 | 構造   | 木造 1階建て                 |
|    | 延べ   | 683.89 m <sup>2</sup>   |

## 4. 主な設備の概要

| 設備      | 部屋数 | 備考                                                |
|---------|-----|---------------------------------------------------|
| 乳児室     | 1室  | 0.1歳ひよこ組 : 0.1歳児クラス                               |
| ほふく室    |     |                                                   |
| 保育室     | 4室  | 2歳ひよこ組:2歳児クラス あか組:3歳児クラス<br>もも組:4歳児クラス あお組:5歳児クラス |
| 遊戯室、ホール | 1室  |                                                   |
| 調理室     | 1室  |                                                   |
| 職員室     | 1室  |                                                   |

## 5. 職員体制(令和8年4月1日 現在)

| 職種         | 人数  | 備考              |
|------------|-----|-----------------|
| 園長         | 1 人 |                 |
| 主任保育士      | 1 人 | クラス担任兼務         |
| 保育士(クラス担任) | 4 人 |                 |
| 保育士(フリー)   | 2 人 |                 |
| 保育士        | 4 人 |                 |
| 介助員        | 3 人 |                 |
| 給食調理員      | 3 人 |                 |
| 施設管理員      | 1 人 |                 |
| 管理栄養士      | 1 人 | 子ども未来部子ども政策課に配置 |

※「三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」で定める配置基準以上を配置します。

※人数は園児数等により変動することがあります。

### 【職種及び職務の内容】

国が特定教育・保育を提供するに当たり、職員の職種及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 園長 園長は、特定教育・保育の質の向上、職員の資質の向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 主任保育士 主任保育士は、園長を補佐するとともに、計画の立案や利用子どもの保護者からの育児相談、地域の子育て支援活動及び保育内容について他の職員を統括する。なお、主任保育士は第3号又は第4号の職を兼ねることができる。
- (3) 保育士(クラス担任) 保育士(クラス担任)は、保育課程及び指導計画の立案をし、その課程及び計画に基づきすべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。
- (4) 保育士(フリー) 保育士(フリー)は、園長の補助及び各クラスの活動の援助を行うとともに、保育士(クラス担任)の欠員時にその職務を代替して行う。
- (5) 保育士 保育士は、保育士(クラス担任)の指示に従い、すべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。
- (6) 介助員 介助員は、特別な支援を要する園児の活動等の介助など、保育士の職務を助ける。
- (7) 給食調理員 給食調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。
- (8) 管理栄養士 管理栄養士は、子どもの発達段階に応じた離乳食、乳幼児食、幼児食に係る献立を作成するとともに、国全般的食育を行う。なお、職員は子ども未来課子ども総務グループに配置する。
- (9) 施設管理員 施設管理員は、園の施設管理及び雑務を行う。

## 6. 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

### 【2号・3号認定子ども（保育認定）】

|        |                   |                                    |
|--------|-------------------|------------------------------------|
| 提供する曜日 | 月曜日から土曜日まで        |                                    |
| 保育時間   | 保育標準時間            | 午前7時30分～午後6時30分（11時間）              |
|        | 保育短時間             | 午前8時15分～午後4時15分（8時間）               |
| 延長保育   | 保育標準時間            | 実施していません。<br>実施していません。             |
|        | 保育短時間             | 午前7時30分～午前8時15分<br>午後4時15分～午後6時30分 |
| 開所時間   | 月～金曜日             | 午前7時30分～午後6時30分                    |
|        | 土曜日               | 午前7時30分～午前12時00分                   |
| 休業日    | 日曜日・祝日            |                                    |
|        | 年末年始（12月29日～1月3日） |                                    |

## 7. 利用料等

|                         |                 |       |          |
|-------------------------|-----------------|-------|----------|
| 実費徴収                    | 2号認定子どもに係る副食費   | 1月当たり | 月額4,500円 |
|                         | 2号認定子どもに係る主食費   | 1月当たり | 月額220円   |
|                         | 保護者会費、絵本代       | 1月当たり |          |
| 延長保育料※1<br>（保育短時間認定子ども） | 午前7時30分～午前8時15分 | 1日当たり | 200円     |
|                         | 午後4時15分～午後6時30分 | 1日当たり | 200円     |

※1 同一世帯に小学校就学前の子どもが複数人いる場合、第1子についてはこの表に掲げる額の全額、第2子はこの表に掲げる額の半額とし、第3子以降は無料とする。なお、この場合の子どもの数は利用者負担額の算定に準ずる。

## 8. 提供する特定教育・保育の内容

子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針に基づき、利用児童の心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供します。

## 9. 年間行事予定

| 月   | 行事内容                           |
|-----|--------------------------------|
| 4月  | 入園式、新入園児歓迎会、保護者会総会及びおやつ参観、歯科検診 |
| 5月  | 遠足、内科検診、尿検査、交通安全教室（3歳児親子）      |
| 6月  | 消防署見学、祖父母参観、午睡開始（4,5歳児）        |
| 7月  | 七夕子ども会、夏まつり、プール遊び、水遊び          |
| 8月  | プール遊び、水遊び                      |
| 9月  | 消防署連携避難訓練                      |
| 10月 | 運動会、遠足、芋ほり                     |
| 11月 | 防犯パトロール車来園（外部防犯訓練）内科検診、人形劇観劇   |
| 12月 | お楽しみ会、クリスマス子ども会                |
| 1月  | 新年子ども会、新入園児面接                  |
| 2月  | 節分子ども会、交通安全教室（5歳児親子）           |
| 3月  | ひなまつり・お別れ会・卒園式、新入園児保護者会        |

※誕生会・身体測定・避難訓練・安全指導・クリーン活動は毎月、防犯訓練は年間8回実施。体力向上支援事業として外部講師による指導を年3回実施。

※子育て支援事業として園解放・子育て相談・園庭開放・保育体験を随時実施。

（※ 園運営の都合等により、変更・中止になる場合があります。）

## 10. 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

### (1) 利用の開始及び終了に関する事項

|        |                                                                                              |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 利用者の決定 | 市の行う利用調整による                                                                                  |
| 退園理由   | ・2号・3号認定子どもに該当しなくなったとき(卒園を含む。)・保護者から退園の申出があったとき・利用継続が不可能であると市が認めたとき・その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき |

### (2) 利用に当たっての留意事項

- ・登園は、9時 00 分までをお願いします。
- ・当日の欠席、遅刻等の連絡は、9時 00 分までに電話または「コドモンアプリ」にてご連絡ください。
- ・原則として、保育時間内での迎えをお願いします。迎えが遅れる場合や、延長保育を利用する場合には、必ず電話または「コドモンアプリ」にてご連絡ください。
- ・熱が 37.0℃ある場合は登園を控えてください。また、登園後、37.5℃を超えた場合には、迎えの連絡をさせていただきます。また、お子さんの体調不良(下痢・嘔吐など)により、発熱がない時でも連絡をさせていただくこともあります。
- ・感染症に罹患された場合は、登園届または感染症に関する届出書の提出が必要です。
- ・主治医が保育所での薬の服用を認めた場合に限り、薬をお預かりし投薬します。薬を服用する必要がある場合は、必ず「依頼票」に必要事項を記入・捺印の上、薬剤情報提供書と共に登園時に職員に手渡してください。
- ・送迎時、駐車場から園までは必ず手をつなぎ登園してください。また、園前の道路は狭いのでスピードの出しすぎやスマホ見ながらのながら運転等はいないように譲り合い安全運転をお願いします。

## 11. 嘱託医及び嘱託歯科医(令和6年4月 1 日 現在)

### (嘱託医)

|         |               |
|---------|---------------|
| 医療機関の名称 | ハッピー 胃腸クリニック  |
| 医院長名    | 豊田 美香         |
| 所在地     | 亀山市本町2丁目 9-33 |
| 電話番号    | 0595-82-0017  |

### (嘱託歯科医)

|         |              |
|---------|--------------|
| 医療機関の名称 | 秋本歯科医院       |
| 医院長名    | 秋本 和宣        |
| 所在地     | 亀山市御幸町 231   |
| 電話番号    | 0595-82-0115 |

※ 嘱託医及び嘱託歯科医は、年度により変更となる場合があります。その場合は園内掲示等でご案内します。

## 12. 緊急時における対応方法

特定教育・保育の提供中、利用子どもに体調の急変などがあった場合、すみやかに利用子どもの保護者又は緊急連絡先、その他医療機関への連絡を行うなど、必要な措置を講じます。

なお、当園の所在地を管轄する消防署及び警察署は次のとおりです。

【管轄する消防署】

|      |               |
|------|---------------|
| 消防署名 | 亀山消防署         |
| 所在地  | 亀山市野村四丁目1番23号 |
| 電話番号 | 0595-82-0244  |

【管轄する警察署】

|      |               |
|------|---------------|
| 警察署名 | 亀山警察署         |
| 所在地  | 亀山市野村4丁目1番27号 |
| 電話番号 | 0595-82-0110  |

### 13. 非常災害対策

|           |                                            |
|-----------|--------------------------------------------|
| 防火管理者     | 宮崎 智子                                      |
| 消防計画届出年月日 | 令和7年4月1日                                   |
| 避難訓練      | 避難や消火を想定した訓練を月1回実施します。                     |
| 防災設備      | 消火器(6本)、火災報知機(1台)など                        |
| 避難場所      | 亀山市立南小学校                                   |
| 緊急時の連絡手段  | 緊急時には、園から電話、「コドモンアプリ」、専用ホームページでの情報提供を行います。 |

### 14. 相談・要望・苦情窓口

|            |        |         |
|------------|--------|---------|
| 相談・苦情受付担当者 | 中島 千恵  | 主任保育士   |
| 相談・苦情解決責任者 | 宮崎 智子  | 園長      |
| 苦情解決第三者委員  | 宮崎 道子  | 元主任児童委員 |
|            | 長嶋 ちづ代 | 主任児童委員  |

※ 年度により変更となる場合があります。その場合は園内掲示等でご案内します。

【要望・苦情等への対応方法】

|                                                                               |
|-------------------------------------------------------------------------------|
| 1 園は、その提供した特定教育・保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。         |
| 2 園は、前項の苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。                                            |
| 3 園は、市からのもとめがあった場合は、その調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。 |
| 4 園は、市からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市に報告する。                                           |

### 15. 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

|       |                                                                        |
|-------|------------------------------------------------------------------------|
| 保険の種類 | 日本スポーツ振興センター災害共済                                                       |
| 保険の内容 | 保育所の管理下における児童生徒等の災害(負傷、疾病、障害又は死亡)に対して災害共済給付(医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給)を行います。 |

### 16. 個人情報の取り扱い

特定教育・保育の提供に当たって、職員及び職員であった者が知り得た個人情報や秘密は、法令に基づく場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。

### 17. その他保護者に説明すべき事項

重要事項説明書の内容に変更等が生じた場合は、園内掲示等により周知を行います。